公益社団法人北海道社会福祉士会謝金等支払規程

規程第 15 号 2005 年 11 月 5 日制定 2016 年 10 月 22 日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という)及び各支部が 主催する研修事業、セミナー事業等及びテキストの執筆や試験問題の作問等において、講 義や執筆等を行う講師に対する講師料、その他の謝金についての基本的な基準を定める ことを目的とする。

(講師の定義)

- 第2条 この規程において、「講師」を次のとおり定義する。
 - (1) 内部講師 本会会員が務める場合
 - (2) 補助者 本会会員が講義及び演習の補助を務める場合
 - (3) 外部講師 前2号以外の講師

(外部講師の基準)

- 第3条 外部講師に次のとおり基準を設ける。
 - (1) 基準1 評論家、作家等の社会的著名人
 - (2) 基準2 大学教授またはそれに準ずる専門的資格・知識を有する者
 - (3) 基準3 大学准教授またはそれに準ずる専門的資格・知識を有する者
 - (4) 基準4 社会福祉施設長に準ずる者
 - (5) 基準5 上記に該当しない者
- 2 内部講師に次のとおり基準を設ける。
 - (1) 基準6 会員以外も含めた研修会の場合
 - (2) 基準7 主に会員を対象とした研修会の場合
- 3 補助者は、基準8とする。

(謝金の支給額)

- 第4条 謝金は、前条に規定する基準によって次のとおり支給するものとする。ただし、謝金の受け取りを辞退される場合は、この限りではない。
- (1) 講義・演習・シンポジウム等謝金(税込み)

区分	~30分	~60 分	~90分
基準1	注1	注1	注1
基準2	8,000 円	16,000 円	24,000 円
基準3	6,000 円	12,000 円	18,000 円
基準4	5,000 円	10,000 円	15,000 円
基準5	4,000 円	8,000 円	12,000 円
基準6	2,500 円	5,000 円	7,500 円

基準7	1,000 円	2,000 円	3,000 円
基準8	500 円	1,000 円	1,500 円

- 【注1】知名度、過去の実績等を考慮し、予算の範囲内において、本会主催の場合は、会長が、支部主催の場合は支部長が、それぞれ判断して決定するものとする。
- 【注2】謝金は、あらかじめ講師に依頼し、合意したプログラムにおける発言時間及び講義・ 演習時間で算出する。
- 2 前項の規定に関わらず、これにより難い場合は、その都度、本会主催の場合は、会長が 当該研修を担当する理事と支部主催の場合は、支部長が当該研修を担当する役員等と協 議の上、決定することとする。

(謝金の時間単位)

- 第5条 90分を超える講義等については、30分単位の金額を加算することとする。 (その他の謝金)
- 第6条 その他の謝金については、次のとおり支給するものとする。
 - (1) 模擬試験等作問料(税込み)

区分	金額	備考
作問料	1,000 円	1 問あたり
事例作問料	5,000 円	一事例あたり
問題採点料	150 円	1人あたり

(2) 執筆謝金(税込み)

· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	/		
区分	金額	備考	
執筆料	1,000 円	A 4・1 頁(1600 字程度)あたり	
改訂·監修料	5,000 円	1章あたり	

(3) 通信研修における課題の作成料等は、次の区分により支給する。

区分	金額	手取額	備考
課題作成料	5,000 円	5,000 円	1科目あたり
課題添削料	500 円	500 円	1人あたり

- 【注】所得税源泉徴収の対象外。
- 2 前項の規定に関わらず、これにより難い場合は、本会理事会に諮り決定するものとする。 (謝金の支払方法)
- 第7条 謝金の支払いにあたっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払 うものとする。ただし、講師が所属する法人に謝金を支払う場合は、源泉徴収は行わない。 (講師の旅費)
- 第8条 講師の旅費(交通費・宿泊費・日当)については、公益社団法人北海道社会福祉士会 旅費・日当等の支払細則(細則第6号)第5条、第6条及び第8条に基づき支払う。 (委任)

- 第9条 この規程に定めるほか、必要なことは、理事会の議決を経て、別に定める。 (改廃)
- 第10条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、本会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 2008年2月2日改正
- 3 2008年9月6日改正
- 4 2010年1月30日改正
- 5 2012年4月1日改正
- 6 この規程は、2013 年 7 月 20 日から施行する。なお、改正後の規定は、2013 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この規程は、2016 年 10 月 22 日から施行し、改正後の条文については、2017 年 4 月 1 日から適用する。

(公益社団法人北海道社会福祉士会事務局職員出張旅費規程の一部改正)

公益社団法人北海道社会福祉士会事務局職員出張旅費規程(規程第 14 号)の一部を次のように改正する。

第7条(宿泊費)中、「7,000円」を「10,000円」に改める。

この規程は,2016 年 10 月 22 日から施行し、改正後の条文については、2017 年 4 月 1 日 から適用する。